

2021年1月1日以降に
 満期を迎えるお客さまへ

マンション総合保険 優良物件割引改定のご案内

2021年1月1日以降保険始期の契約について、マンション総合保険の優良物件割引の改定を行います。
 改定内容を次のとおりご案内しますので、ご確認のうえ、改定についてご理解賜りますようお願い申し上げます。

1 優良物件割引の改定

優良物件割引の適用対象となる事故率区分を拡大します。

改定前	改定後
成績計算期間 ^{*1} を通じた事故率(事故件数 ^{*2} ÷ 戸室数 ^{*3})が2%以下であること	成績計算期間 ^{*1} を通じた事故率(事故件数 ^{*2} ÷ 戸室数 ^{*3})が9%以下であること さらに、事故率に応じた割引率の細分化を実施

- *1 保険期間の初日の6か月前の応当日から、18か月前の応当日の翌日までの過去1年間とします。
- *2 火災保険契約(当社契約、他社契約を問いません。ただし、共済契約は除きます。)により成績計算期間中に支払われた保険金の支払件数をいいます。ただし、地震保険により支払われる保険金を除きます。
- *3 保険始期日時点の「住宅戸室数」「事務所戸室数」「住宅・事務所以外戸室数」の合算をいいます。

本改定により、事故率(事故件数 ÷ 戸室数をいいます。以下、同様とします。)によって保険料が変わる区分が増えることとなるため、お客さまごとの保険金受領状況によって、更新後の保険料が変わることとなります。

なお、契約更新前後の保険料の激変緩和を目的として、以下の①～③までのすべての条件に該当するご契約については、下の表の「【経過措置】割引率」を適用します。

【経過措置の適用条件】

- ① 保険始期日が2021年1月1日以降2021年12月31日以前であること。
- ② 2020年12月31日以前を保険始期日とする当社のマンション総合保険(積立マンション総合保険・管理組合総合保険を含みます。)の継続後契約であること。
- ③ 保険始期日から起算して過去1年6か月の間、火災保険契約(当社契約、他社契約を問いません。ただし、共済契約は除きます。)が締結されており、成績計算期間を通じた事故率が5%超であること。

事故率 (事故件数 ÷ 戸室数)	優良物件割引 割引率	【経過措置】 割引率
2%以下	約31%	経過措置対象外(左記割引率と同じ)
2%超～4%以下	約23%	経過措置対象外(左記割引率と同じ)
4%超～5%以下	約22%	経過措置対象外(左記割引率と同じ)
5%超～6%以下	約21%	約22%
6%超～9%以下	約1%	約22%
9%超	割引なし	約20%

※ 上表は目安であり、実際の割引率は、事故率(1%刻み毎)、補償内容、特約等により異なる場合があります。



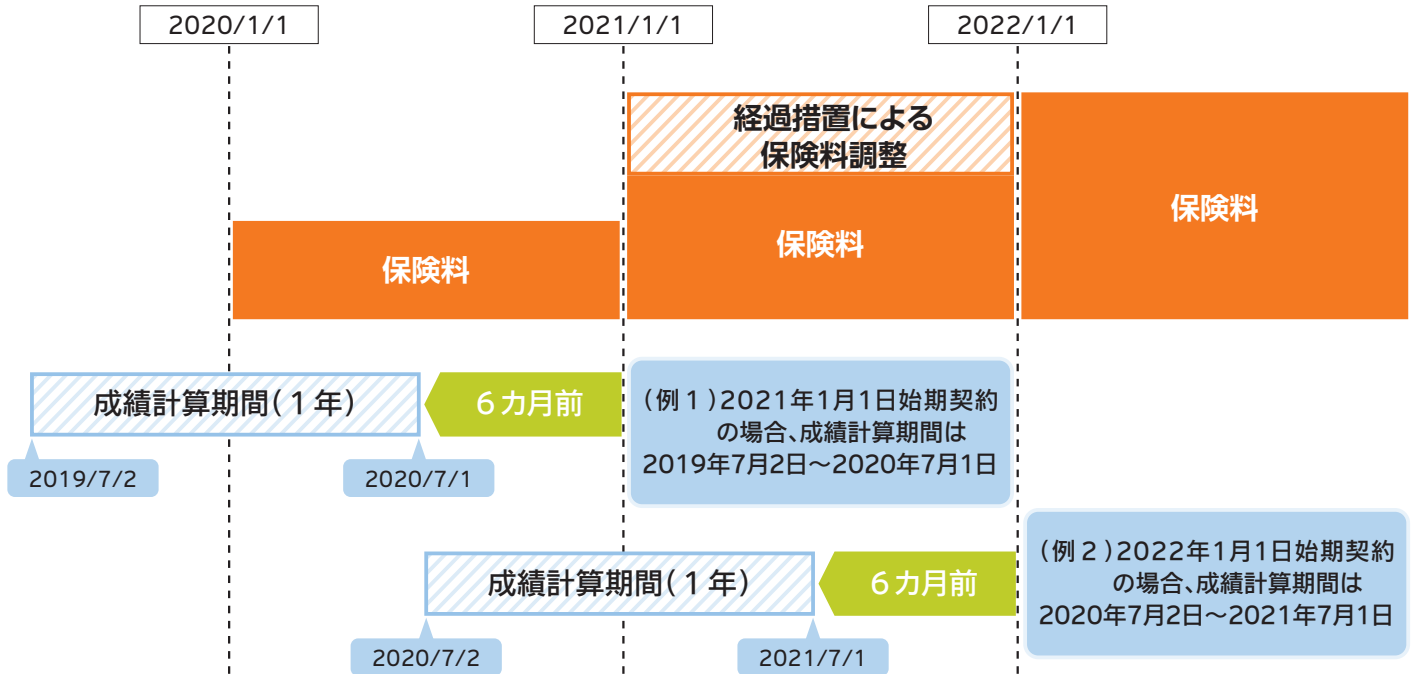
割引は保険始期日時点の料率・保険料に対するものであり、築年数の経過や過去からの商品・料率改定等の影響により、本割引が適用される場合でも事故率によっては更新時に保険料が引上げとなる場合があります。

2 成績計算期間におけるご留意点と事故削減に向けた対策のご検討のお願い

保険料を算出するうえで必要な事故率は、更新前の成績計算期間における「保険金を受け取られた事故件数 ÷ 戸室数」で算出し、事故率が高いほど保険料は高くなります。（保険金を受け取られた事故件数が多いほど更新後の保険料に大きく影響します。）

2021年1月1日から2021年12月31日までを保険始期日とする契約は経過措置による保険料調整を行います。2022年1月1日以降を保険始期日とする契約（成績計算期間は2020年7月2日から順次開始します。）は前契約と同じ事故率であっても大幅に保険料が値上がりする場合があります。

お客さまにおかれましては、更新後の契約に対応する成績計算期間にご留意いただくとともに、マンションを取り巻くリスク状況をご確認いただき、事故削減に向けた対策をご検討くださいますようお願いいたします。



- ・事故件数は、事故発生の有無ではなく、成績計算期間中に実際にお客さまが保険金を受領したか否かによって判断します。
- ・保険金を受け取られた事故件数には、特約で支払われる損害保険金も含まれますが、地震保険によって支払われる保険金は含まれません。

3 告知事項と告知義務違反による解除について

優良物件割引の対象となる契約については、「事故の有無」および「事故件数」が告知事項となります。

ご契約者または被保険者（補償を受けられる方）には、危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって、損保ジャパンが告知を求めた事項（告知事項といいます。）について、事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、ご契約を解除することや、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

- 「マンション総合保険」は、「マンション総合保険基本特約」をセットした「住宅火災保険」です。この保険には、「住宅火災保険普通保険約款」と、「マンション総合保険基本特約」およびその他の特約が適用されます。
- 本文書は「マンション総合保険」の改定概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」をご覧ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

 **損害保険ジャパン株式会社**

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<連絡先> <https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先